

更新プログラム提供のご案内

お客様 各位

iCompassNXにつきまして、以下の内容に対応しました更新プログラムを提供いたします。
お客様におかれましては、本書の記載にしたがって、アップデートを行ってくださいませようお願いいたします。

<主な対応内容>

- ・給与の非課税限度額改正の二次対応および不具合修正

1. システムの対応内容について

対応内容は以下のとおりです。

【iCompassNX 給与／給与Plus】

- ・通勤費の非課税限度額改正の二次対応として、次の3点に対応しました。
 - ① 車輜通勤区分（片道通勤距離）が0～2kmの場合に駐車場代は全額課税対象となるため、「(課)通勤費」として計算します。
 - ② 車輜通勤費と駐車場代を支給する場合、車輜通勤費が車輜通勤区分に応じた非課税限度額に満たない場合は、その余剰分を駐車場代の非課税分として計算します。
 - ③ 電車やバスなどの交通機関と車輜を併用している社員に駐車場代を支給する場合、交通機関分・車輜分・駐車場代を合計した通勤費の非課税上限を150,000円として計算します。
- ・『社員登録』の[健保／厚生／基金]にある「子育て支援金区分」が「対象者」の社員について、『給与準備処理』を実行すると「子育て支援金区分」が「対象外者」に変更されてしまうことがあった点を修正しました。

2. オンラインアップデートについて

オンラインアップデートでは更新プログラムが自動でダウンロードされますが、バージョンアップは自動では実行されません。ダウンロード後に必ずバージョンアップを実行してください。ただし、自動インストール設定を行っている場合は、自動でバージョンアップが実行されます。

3. バージョンアップについて

- (1) バージョンアップ方法については、オンラインアップデートのマニュアルを参照してください。
- (2) バージョンアップ時間は環境によって異なりますが、10分～20分を目安とお考えください。
- (3) バージョンアップ前に、必ずバックアップを行ってください。
 - ・ [その他共通] - [データ関係処理] - [バックアップ]
- (4) プログラムのバージョンアップと共にデータのバージョンも更新されます。以前のバージョンの環境では使用できなくなりますのでご注意ください。

4. 申告書類を提出する際の注意事項

- (1) 国税局毎に様式の異なる用紙の税務署の受理については、予めお客様ご自身で提出先の税務署へご確認をお願いいたします。
- (2) プログラムをアップデート後は、改正対応された様式で印刷されますので、ご注意ください。

5. その他のご注意

- (1) システム全般（アップデート等）のお問い合わせは、顧問先様向け「お問い合わせ対応サービス」にご加入いただいているお客様は、加入者専用電話にてお問い合わせを承ります。
- (2) 専用用紙へ印刷する場合の設定については、印刷ガイドをご確認ください。
(「iCompassNXのセットアップメニュー」から「インストールガイド／印刷ガイド」を選択すると資料が収容されているフォルダが開きます。その中の「印刷ガイド」フォルダにプリンターの機種ごとに資料が収容されております。)

以上